

おたる地域包括ビジョン協議会設置要綱

(設置)

第1条 小樽市において、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進することを目的に、おたる地域包括ビジョン協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、在宅医療と介護の連携推進に必要となる次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の医療・介護の資源の把握
- (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- (4) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (6) 医療・介護関係者の研修
- (7) 地域住民への普及啓発
- (8) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携
- (9) 前各号に掲げるもののほか在宅医療と介護の連携推進に関し必要と認める事項

(構成等)

第3条 協議会は、次に掲げる関係機関等により構成する。

- (1) 小樽市医師会
- (2) 小樽市歯科医師会
- (3) 小樽薬剤師会
- (4) 小樽市内総合病院
- (5) 訪問看護事業所
- (6) 小樽市介護支援専門連絡協議会
- (7) 訪問介護事業所連絡協議会
- (8) 後志リハビリテーション広域支援センター
- (9) 小樽市地域包括支援センター
- (10) 小樽市保健所
- (11) 小樽市医療保険部
- (12) その他連携が必要と認められる関係機関

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1名及び副会長若干名を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が委員の承認を得て定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じ、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務事務局は、医療保険部介護保険課におき、小樽市医師会事務局と協力連携して行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年 7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。